様式第６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ4 とする。）

法第 11 条第１項ただし書の規定による認可申請書

年　　月　　日

公 正 取 引 委 員 会　殿

名　　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第１項ただし書の規定により，議決権の取得又は保有の認可を受けたいので，昭和 28 年公正取引委員会規則第１号第３条第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり申請します。

記

１　申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	－　　－		

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな		議決権保有割合	□10％以下
名　称			□10％超 25％以下
			□25％超 50％以下
			□50％超

「議決権保有割合」欄の下線部の□にレ印を付した場合は，後掲２(3)及び(4)，５並びに６については記載不要。ただし，株式発行会社が申請会社と他の株式発行会社との共同出資会社である場合は，この限りでない。

2　申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

所在地	〒		
設立年月日	年　　月　　日	決算の時期	月
主たる事業			
その他の事業			
総資産（　　年　　月　　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
資本金（　　年　　月　　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
常時使用する従業員数（　　年　　月　　日現在）	人		

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

国籍		設立準拠法	
日本国内に支店又は営業所がある場合，その名称及び所在地			

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 名　　称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

(4) 申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて保有する株主（(3)に該当するものを除く。）の有無

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係
			%	

(5)　申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績（　　年　　月期）	事業地域

3　株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日 年　月　日
資本金（　年　月　日現在）	百万円	総資産（　年　月　日現在）	百万円
発行する株式の総数	株	総株主の議決権	議決権
主たる事業			
その他の事業			

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（　　年　　月期）	事業地域

(3)　申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4　議決権の取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

日	取得・保有事由	総株主の議決権	取得・保有議決権数	保有割合	株主順位
年　月　日	申請時点	議決権	議決権	%	位
年　月　日		議決権	議決権	－	－
年　月　日	変更後	議決権	議決権	%	位

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

□　該当しない

□　該当する　→　次の事項を記載すること。

(ふりがな) 他の出資者の名称	他の出資者の 議決権保有割合	他の出資者の 事業種目	共同出資会社を通じた 他の出資者との関係
	%		

(3) 議決権の取得又は保有の経緯・目的・理由

(4) その他保有議決権に関して特記すべき事項

5　申請会社及び株式発行会社の保有議決権に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

□無

□有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名　　称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

(2) 申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて議決権を保有している会社（(1)に該当するものを除く。）の有無

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係
			%	

6 申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1) 申請会社（申請会社と議決権保有関係がある会社を含む。以下同じ。）と株式発行会社（株式発行会社と議決権保有関係がある会社及び４(2)に記載した共同出資会社を含む。以下同じ。）の間で，同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社，株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第 1 位		%	－	
第 2 位				
第 3 位				
第　　位				
第　　位				
第　　位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。）		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【				】

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社，株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第 1 位		%	－	
第 2 位				
第 3 位				
第　　位				
第　　位				
第　　位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。）		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【				】

(2)　申請会社と株式発行会社の間で,同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　申請会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社及び同業者の名称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第 1 位		%	－	
第 2 位				
第 3 位				
第　　位				
同業者数（提出会社を含む。）　　社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　株式発行会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第 1 位		%	－	
第 2 位				
第 3 位				
第　　位				
同業者数（株式発行会社を含む。）　　社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

7　その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

１　申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

最近５年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ア　議決権保有割合は該当するものにレ印を付すること。

イ　議決権保有割合については，株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数を含めて計算すること。

２　申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

ア　所在地は，１(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ　総資産は，最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また，資本金，総資産については，百万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ　資本金及び総資産欄の現地通貨については，外国会社のみ記載すること。

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店，営業所等が複数有る場合は，主たる営業所を１つ記載すればよい。

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

ア　申請会社を実質的に支配している会社とは，申請会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超えて保有している会社及び申請会社の総株主の議決権の 100 分の 25 超 100 分の 50 以下を保有し，かつ，申請会社の筆頭株主となっている（他に同率の会社がある場合を除く。）会社をいう。

イ　該当する□にレ印を付すること。

ウ　事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類に準拠するものとする。また，事業分野については，当該会社の属する事業分野のうち，当該会社の最近１年間の売上額が多いもの上位３つを記載すること。ただし，当該事業分野における当該会社の最近１年間の売上額が 600 億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近１年間の売上額が 6000 億円以下である場合には，記載を要しない。また，当該子会社の最近１年間の総売上額に占める当該事業分野における最近１年間の売上額の割合が 25%未満である場合には，記載を要しない。

エ　備考欄には，記載する事業分野のいずれかにおいて，当該会社の全国における市場占拠率（シェア）が 10%以上である場合又は 10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。

(4) 申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて保有する株主（(3)に該当するものを除く。）の有無

ア　該当する□にレ印を付すること。

イ　主たる事業は，１つの事業について記載すれば足りる。

ウ　申請会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合には，そのすべてを記載すること。

Ａ　当該会社と申請会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

Ｂ　当該会社は，申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，申請会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と申請会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と申請会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　当該会社は，申請会社の委託を受けて申請会社の固有の業務に従属する業務を行う。

G　AからFまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。

(5) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

3　株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

ア　設立日は，株式発行会社が新規に設立される場合は，設立予定日を記入し，予定日である旨記載すること。

イ　総資産は，株式発行会社が新規に設立される場合は，設立時に予定される総資産額を記入し，予定である旨記載すること。

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

株式発行会社が既存の会社である場合は年間事業実績を，新設の会社の場合は設立後１年間の事業計画を記載する。

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係は，２(4)に準じて記載すること。株式発行会社が新規に設立される場合は，どのような関係となることが想定されるかについて選択し，記載すること。

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

ア　役員兼任数は本件株式取得後の予定も含めて記入すること。

イ　役員兼任以外の人的関係（派遣，出向等），業務に関する提携関係，特別の融資関係がある場合は，その内容を記載すること。また，役員兼任がある場合は，その具体的内容を記載すること。

4　議決権取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

ア　申請時点，議決権保有比率変更時（複数にわたる場合はその都度）及び変更後について各事項の記載をすること。

イ　議決権保有比率変更時の取得・保有事由は，「第三者割当増資」，「〇〇からの株式譲受け」，「市場買い付け」等端的に記載すること。

ウ　議決権保有比率変更時の総株主の議決権及び取得・保有議決権数は，増加又は減少議決権数を記入すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

ア　共同出資会社とは，2以上の会社が，共同の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として，契約等により，共同で設立し，又は取得した（する）会社をいう。

イ　共同出資会社を通じた他の出資者との関係は，それぞれの出資者との関係について，2(4)ウの選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合には，そのすべ

てを記載すること。

5　申請会社及び株式発行会社の議決権保有に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

ア　子会社とは法第９条第５項に規定する会社をいい，実質子会社とは申請会社の議決権保有割合（子会社が保有している分を含む。）が 25%超 50%以下であり，かつ，申請会社の議決権保有割合が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社をいう。以下同じ。

イ　本件議決権取得後に株式発行会社が子会社又は実質子会社に該当する場合は，株式発行会社についても記入すること。

ウ　本件議決権取得後に株式発行会社が申請会社の子会社に該当しない場合は，株式発行会社の子会社又は実質子会社については記載を要しない。

エ　株式発行会社の子会社及び実質子会社については，名称に下線を付すこと。

オ　２(3)に準じて記載すること。

(2) 申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて議決権を保有している会社（(1)に該当するものを除く。）の有無

２(4)に準じて記載すること。

6　申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1) 申請会社と株式発行会社の間で，同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

ア　申請会社と議決権保有関係がある会社とは，申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 以上を保有する会社，申請会社の議決権保有割合が 10%以上の会社をいう。

イ　株式発行会社と議決権保有関係がある会社とは，株式発行会社の総株主の議決権の 100 分の 10 以上を所有する会社，株式発行会社の議決権保有割合が 10%以上の会社をいう。ただし，申請会社と議決権保有関係がある会社を除く。

ウ　共同出資会社とは，４(2)に記載した他の出資者をいう。ただし，申請会社又は株式発行会社と議決権保有関係にある会社を除く。

エ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合には，主要なもの（収益に占める割合が 10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が３位以内のもの若しくは市場占拠率が 10%以上のもの）について比較して記載すること。

オ　主要な同業者（申請会社及び株式発行会社以外の同業者をいう。）については，原則として第３位まで記載すること。また，項目(1)では，申請会社及び株式発行会社については，順位に関係なく記載すること。

カ　市場占拠率については，推定により記載した場合には，「推定」と付記すること。

キ　順位については，10 位以下の場合には，「10 位以下」と記載することができる。この場合，同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

ク　備考欄には，申請会社若しくは株式発行会社と議決権保有関係がある会社又は共同出資会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

(2) 申請会社と株式発行会社の間で，同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務につ

いて競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合(1)に準じて記載すること。